

【本条例案の全体構成イメージ】

## 碧南市協働のまちづくりに関する基本条例

前文 (条例制定の趣旨、理念、目的など)

### 第1章 総則

(第1条) 目的 (第2条) 用語の定義 (第3条) 条例の位置付け

### 第2章 基本原則

(第4条) 基本原則 (第5条) 市民の権利 (第6条) 市民の責務  
(第7条) 行政の責務 (第8条) 職員の責務

### 第3章 市民と行政の協働

(第9条) 市民と行政の協働の推進  
(第10条) 情報公開  
(第11条) 情報提供  
(第12条) 個人情報の取扱い  
(第13条) 市民参加  
(第14条) 市民参加の対象  
(第15条) 審議会等  
(第16条) 行政評価  
(第17条) 説明責任



各論部分



### 第4章 市民公益活動

(第18条) 市民公益活動の促進  
(第19条) 財政支援  
(第20条) 参入機会の確保



### 第5章 地域自治

(第21条) 地域自治の推進  
(第22条) 地域まちづくり組織

### 第6章 雑則

(第23条) 条例の検証等

附則 (条例の施行日)